

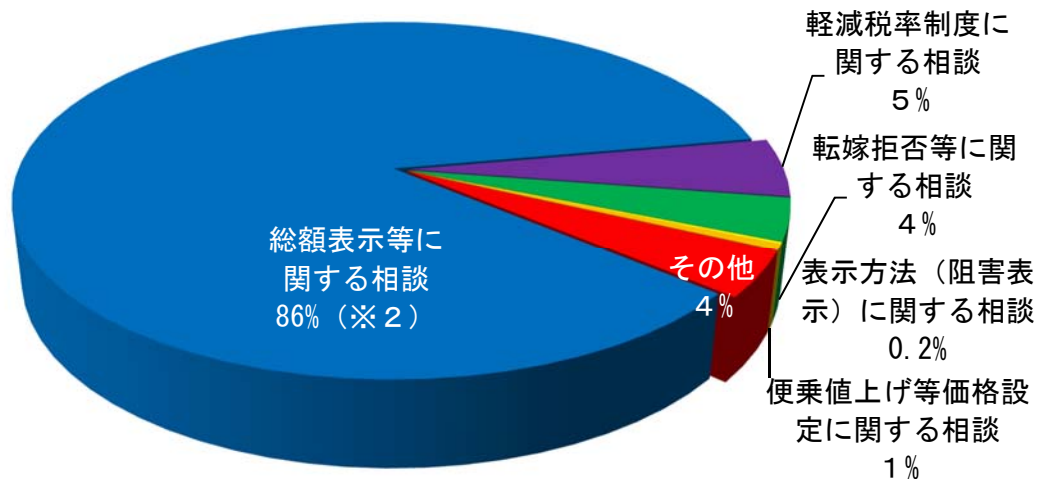
総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター） の相談対応状況（令和3年1月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和3年1月（1/1～1/31））は以下のとおり。

1 相談件数

1月の相談件数：電話 493 件、メール 60 件

【相談内容（全 553 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 総額表示が義務化される令和3年4月1日以降に税抜価格と税込価格を併記する場合、税抜価格を税込価格よりも大きく表示したら問題となりますか。

A. 総額表示が義務化される令和3年4月以降は、税込価格が明瞭に表示されていれば、税込価格と税抜価格を併記することは認められます。

税込価格が明瞭に表示されているか否かの判断に当たっては、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案されます。例えば、税込価格と税抜価格の両方を表示する場合であっても、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されるおそれがないといえる価格表示であれば、税込価格が明瞭に表示されているといえます。

今回の相談内容のように、税抜価格が大きく表示されている場合であって、そこに併記されている税込価格の文字の大きさが著しく小さいために一般消費者が税込価格を見落としてしまうと認められるような表

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は0件

※2 うち総額表示に関する相談が92%、消費税一般に関する相談が8%

示である場合は、税込価格が明瞭に表示されているとはいえ、景品表示法の有利誤認表示として問題となる可能性があります。

具体的な表示についての御相談は、お手数ですが、消費者庁(03-3507-8800)にお問い合わせください。

Q. 自社の EC サイトで通信販売を行っています。令和3年4月1日以降、ウェブサイトやパンフレットの価格表示は総額表示に切り替えますが、「100 円→1ポイント」(税抜き 100 円の購入につき1ポイント付与する場合)や「3000 円以上購入の場合には送料無料」(税抜き 3000 円以上の購入につき送料無料とする場合)といった取引条件に関する表示についても、総額表示義務の対象となりますか。

A. 総額表示の義務付けは、課税事業者がサービスの提供や商品の販売等の取引を行う際に、不特定かつ多数の者に対する(一般的には消費者との取引における)値札や広告等において、あらかじめ取引価格を表示する場合を対象としております。

したがって、一般的には、ポイント付与率等の取引条件の表記については、「商品の販売を行う際の取引価格の表示」に該当しないことから、総額表示義務の対象とはなりません。

なお、商品の価格表示や取引条件の表記の態様によっては、消費者に誤認を与えることになり、景品表示法の有利誤認表示として問題となる可能性がありますので、仮に取引条件の表記を税抜きで行う場合には、その旨を明瞭に表示し、消費者に誤認を与えないよう十分に留意して行っていただく必要があります。その観点からは、取引条件の表記についても税込みとすることも一つの方法ではないかと考えられます。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 生命保険の代理店(資本金3億円以下の法人)です。保険会社から、手数料として顧客(保険契約者)から受け取った保険料の 10%を受け取っています。この手数料は税込価格で取引しています。しかし、令和元年 10 月の消費税率引上げ以降、保険料が非課税であることを理由として、当社が受け取る手数料に消費税率引上げ分を上乗せしてもらえません。保険会社の行為は問題となりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。

御相談のケースのように、顧客から支払われる保険料が非課税であることを理由に、特定供給事業者(売手)に対する手数料(税込み)を据え置くことは、合理的な理由とはなりません。

「買ったたき」に該当すると思われる行為が行われている場合には、公正取引委員会や事業所管省庁等に御相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. ショッピングセンターを営んでいます。当社のショッピングセンター内のレストランでは、標準税率である店内飲食と、軽減税率であるテイクアウト及びデリバリーを行っています。店内飲食とテイクアウト等では税率が異なるため、現在は「本体価格+税」と表示していますが、総額表示が義務化される令和3年4月以降は総額表示にする予定です。この場合、店内飲食とテイクアウト等の両方を税込価格で表示しなければいけないのでしょうか。

A. 総額表示義務の下での、店内飲食とテイクアウト等で、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場合の価格表示については、以下の方法が考えられます。

- ・店内飲食及びテイクアウト等の両方の税込価格を表示する方法
- ・店内掲示等を前提に店内飲食及びテイクアウト等のどちらか片方のみの税込価格を表示する方法
- ・店内飲食とテイクアウト等の両方の税込価格を同一にすることにより、一の税込価格を表示する方法

価格設定については事業者の任意であり、事業実態に応じて、適切な価格表示方法を採用いただければと思います。

なお、軽減税率制度の実施に伴う価格表示の具体例や留意点等については、消費者庁のホームページに掲載されている「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/#pamphlet)をご覧ください。

<相談窓口>

具体的な相談内容については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル : 0120-200-040 (IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル : 0570-200-123 (通話料金がかかります)

受付時間 9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)

○メール : ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2609 (直通)

FAX : 03-3591-0160